



# おおもり 青色便り

No.0639

一般社団法人 大森青色申告会

平成30.12.1



## 第4回 役員職員研修会のお知らせ

年4回開催される研修会の第4回を開催いたします。  
 題名は役員職員研修会となっておりますが、当会の会員の方ならどなたでもご参加いただける研修会となっております。是非、ご参加ください。



内容:決算書・申告書・書類等の書き方  
 開催日:平成30年12月10日(月)  
 時間:午後4時より約1時間程度  
 会場:(一社)大森青色申告会館2階  
 締切り:平成30年12月7日(金)

お申込は、  
 (一社)大森青色申告会事務局(Tel. 3771-8859)  
 担当/南部あてに電話にてお申込ください。

## 《会員必携販売のお知らせ》

平成31年版青色申告会必携を  
 平成30年12月3日(月)より販売開始予定です！  
 お買い忘れのないように・・・

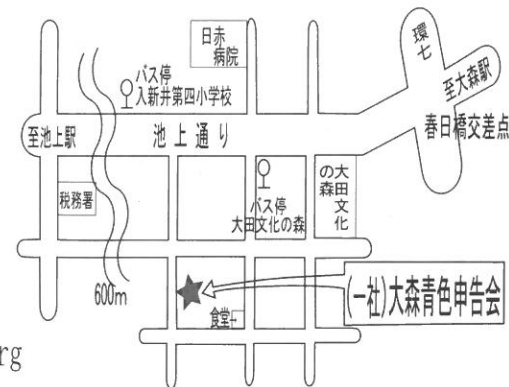
主な掲載内容は  
 平成30年分から適用される主な税制改正  
 平成31年以降に行われる主な税制改正項目  
 決算申告のチェックポイント  
 青色申告会会員価格：1冊500円(定価700円)

### 関係団体表彰 受彰者のご報告

平成30年10月30日(火)東京都庁第一本庁舎に於いて田中信壽副会長(入新井支部)が主税局長表彰を受彰されました。  
 平成30年11月27日(火)大田区民ホールアブリコに於いて税務功労者署長感謝状贈呈式が行われ杉原健治理事(大森西支部)が受彰されました。

## 一般社団法人 大森青色申告会

責任者 会長 徳永 洋昭  
 大田区中央3丁目10-18  
 TEL:03(3771)8859  
 FAX:03(3773)6388  
 Eメール: aoiro-o@nifty.com  
 URL: http://www.oomori-airo.org



予約制 事務局に申込み  
 時間 申込順で30分位

無料法律相談日  
 12月13日(木)  
 12月20日(木)

保険の相談  
 ご希望の方は事務局迄

# 平成三十年度 納税表彰式 挙行される

平成三十年十一月十五日(木)午後三時四十五分より池上朗峰会館に於いて、大森税務署・大森税務六団体の共催による平成三十年度納税表彰式が執り行われた。当会からは永年にわたり青色申告の普及育成と納税道義の高揚に貢献され、かつ当会の発展に寄与された次の方々が表彰された。  
 (敬称略・順不同)

受賞者の皆様  
 おめでとうございます。



### 大森税務署長表受賞者

◀ 杉原 健治



◀ 江原 良子



### 大森税務署長感謝状受賞者

◀ 山崎 栄一



◀ 鈴木 一兄



### (一社)大森青色申告会会長表受賞者

◀ 田中 米子



◀ 脇谷 信子



◀ 鈴木 澄子



◀ 川名 康祐



↑ 納税表彰 受彰者

平成30年分より配偶者控除が変わります(再掲載)の巻き

これまで配偶者の給与収入が103万円を超えると控除される金額が減っていたのだけども、

配偶者控除について変わるの？

そうよ

ほんど!?

今回の改正で配偶者控除の対象となる配偶者の給与収入の上限が引き上げられたのよ

例えは納税者の合計所得が900万円以下で配偶者の給与収入が150万円以下の場合なら最大額38万円の控除が受けられるのよ

103万  
↓  
150万

配偶者控除額は、納税者の所得と配偶者の給与によって変わるのよ

納税者本人の所得	配偶者の給与収入	控除額
0	0	38
0	13	36
0	26	34
0	39	31
0	52	28
0	65	25
0	78	22
0	91	19
0	104	16
0	117	13
0	130	10
0	143	7
0	156	4
0	169	1
0	182	0
0	195	0
0	208	0
0	221	0
0	234	0
0	247	0
0	260	0
0	273	0
0	286	0
0	299	0
0	312	0
0	325	0
0	338	0
0	351	0
0	364	0
0	377	0
0	390	0
0	403	0
0	416	0
0	429	0
0	442	0
0	455	0
0	468	0
0	481	0
0	494	0
0	507	0
0	520	0
0	533	0
0	546	0
0	559	0
0	572	0
0	585	0
0	598	0
0	611	0
0	624	0
0	637	0
0	650	0
0	663	0
0	676	0
0	689	0
0	702	0
0	715	0
0	728	0
0	741	0
0	754	0
0	767	0
0	780	0
0	793	0
0	806	0
0	819	0
0	832	0
0	845	0
0	858	0
0	871	0
0	884	0
0	897	0
0	910	0
0	923	0
0	936	0
0	949	0
0	962	0
0	975	0
0	988	0
0	1001	0

はい!!

そうなんだあ

適用されるのは平成30年分だからね

納税者の合計所得が100万円を超えるとこの控除は受けられないよ

当会では、平成30年12月17日(月)～平成31年1月21日(月)に従業員・専従者等の給与所得者の年末調整の個別相談を先着受付順にて行います。  
平成30年10月～11月にかけて、お手元に年末調整に必要な下記書類が届いているかと思いますので下記チェックリストでご確認していただき、ご来局の際にご持参ください。

期 間：平成30年12月17日(月)～同年12月27日(木) ※期間中、土日祝を除く  
平成31年1月7日(月)～同年1月21日(月)  
受付時間：午前9時～午前11時、午後1時～午後3時30分



①	給与所得者に対する源泉徴収帳簿(1月から12月まで記入してきて下さい) ※お持ちでない場合は、お給料の支給日と支給額が分かるものと 従業員の方の氏名・住所・生年月日・マイナンバーの番号の分かるものを 必ずご持参ください	⑤	源泉税 前期(1月～6月)納付書のお控え
②	給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 ※お持ちでない場合は、事務局にご用意してご参りますので取りにお越しください。 尚、従業員の方で扶養者がいらっしゃる場合は、扶養者の氏名・生年月日・ マイナンバーの番号が必要となります	⑥	管轄税務署より送付されている源泉税納付書
③	給与所得者の保険料控除申告書 ※お持ちでない場合は、平成30年中にお支払いになった、国民年金・国民年金 基金・健康保険・後期高齢医療保険・介護保険 ご加入であれば生命保険・個人年金保険・地震保険・小規模企業年金保険など の控除証明書をご持参ください	⑦	管轄区役所より送付されている統括表などの給与報告の書類関係書類
④	給与所得者の配偶者控除等申告書 新たに追加になった書類です ※お持ちでない場合は、事務局にご用意してご参りますので取りにお越しください。 この書類は、給与受給者が配偶者控除または、配偶者特別控除を受ける場合に 記入が必要となります。給与受給者(従業員)の合計所得見積額とその配偶者の 合計所得見積額等を記入します。	⑧	事業主の方の朱肉を使用する印鑑(三文判で結構です) ※シャチハタ印不可
		⑨	給与支払者(事業主)・受給者(従業員・専従者)の方共に、マイナンバー の番号が必要となりますので②の用紙をお持ちの方は必ず記入してお持ち ください。②の用紙をお持ちでない方は必ずマイナンバーが分かるものをお 持ちください。
		⑩	その他、必要と思われるもの
①～⑩の必要書類を忘れずにお持ち下さい			

① 平成30年分 源泉税納付書

② 平成30年分 給与所得者の扶養控除等申告書

③ 平成30年分 給与所得者の配偶者控除等申告書

④ 平成30年分 源泉税納付書

⑤⑥ 源泉税納付書

⑦ 平成30年分 源泉税納付書

⑧ 源泉税納付書

⑨ 源泉税納付書

⑩ 源泉税納付書

給与の源泉税額が無い(0円)場合でも管轄税務署と従業員の方の居住区役所への報告提出は必要となりますのでご注意ください。